

議会運営委員会

平成30年3月28日（水）

午後1時58分開会

○村田委員長　　こんにちは。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会につきましては、事項書に記載のとおり、平成30年第2回尾鷲市議会の臨時会についてでありますけれども、本日は、副市長は公務のために欠席をしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、平成30年第2回尾鷲市議会臨時会について、提出議案について執行部より説明を求めたいと思っております。

○加藤市長　　委員の皆さんには、先週、第1回定例会が閉会し、年度末で何かとお忙しい中、平成30年第2回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして本当にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正についてから議案第33号、平成29年尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてまでの3議案であります。

提出議案の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下村総務課長　　それでは、平成30年第2回尾鷲市議会臨時会への提出議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらん願います。

議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正についてにつきましては、本年1月19日の第1回臨時会において、機構改革に伴う事務分掌条例及び市議会委員会条例の改正の議決をいただいたところではありますが、その際、行政改革に関することを政策調整課に移管することとしました。これに伴い、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例第7条に規定する委員会の庶務を、総務課から政策調整課に改正するものであります。

次に、3ページをごらん願います。

議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、さきの定例会において改正を行ったものですが、本年4月1日から、三重県が国民健

康保険の財政運営の責任主体となり、市町と共同で運営することとなります。これにより、県においても市町が保有する個人情報について閲覧、点検することとなります。

現在の本市の条例では、通信回線による情報を外部に提供するときは、あらかじめ尾鷲市個人情報保護審査会の意見を聞く必要があり、県、市の双方にとって非効率かつ過大な事務負担となるため、法令等の規定に基づくものであれば審査会の意見聴取を省くことができるようにするものであります。

次に、5ページの議案第33号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてにつきましては、補正予算書（第6号）及び予算説明書をもって御説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ7,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,941万2,000円とするものであります。

3ページをごらん願います。

歳入ですが、2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による増減であります。

20款市債290万円の減額補正は、対象事業費の変更による減額であります。

次のページの歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費7,238万7,000円の増額補正は、基金積立金として財政調整基金に積み立てるものであります。

5款農林水産業費及び7款土木費につきましては、起債対象事業費の確定に伴う財源更正であります。

続きまして、5ページの繰越明許費補正について御説明いたします。

5款農林水産業費、4項水産業費の水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、国庫補助金精算のための変更であります。

次に、地方債補正は、林業整備事業費を初め3事業につきましては、起債対象事業費の確定による借入限度額の変更であります。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　ただいま執行部より、提出議案、議案第31号、32号、33号について説明がございましたが、これについて御質疑、御意見のある方は御発言願いたいと思います。

○奥田委員　　1点お伺いしたいんですが、専決処分じゃなくて、臨時議会になっ

た理由は何なんですかね。

○下村総務課長 議案31号、32号につきましては、4月1日からのということで、それと、29年度補正予算についても年度内の議決が必要ということになります。

○奥田委員 いや、私、何を聞きたいかという、3月22日の閉会日のときに市長の給与等の減額の条例が上がってきたじゃないですか。そのときに私は臨時会があるでしょうと、30日に予定されているじゃないですかと、そのときでもいいんじゃないですかと言ったときに、課長は、いや、専決処分とかでもう終わる可能性がありますということと言われたもので私は聞いているんですわ。なぜ臨時会になったのかということを知っているんです、私。こういうことがあることはわかっていたんなら、臨時会開催されること、わかっていたんでしょう。予定が入っていたじゃないですか。じゃないんですか。

○下村総務課長 今回の議案とは違うんですが、尾鷲市市税条例等の一部改正について、尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、この地方税法の改正に伴う議案につきましては、国会審議の日程等の都合がありまして、専決処分を。今回、議案は上げていないんですが、この3議案につきましては専決処分をお願いしたいということになっております。

○奥田委員 きのうの佐川さんみたいな、証人喚問みたいなお答えをしないでくださいよ、わけのわからん。官僚じゃないんだからそういう答弁やめて、市民にわかりやすく説明してくださいよ。私は、30日予定されているでしょうと、そのときでもいいじゃないですかという質問をしたときに、いや、専決処分になる可能性もあるもので、じゃ、開かない可能性ということでしょう、だから。開かない可能性があるということで答弁されたんじゃないんですか。今言われたのも確実にやる予定だったんじゃないんですか、こんな補正予算も出ているし。そこを聞いているんです。はぐらかさないでください。

○下村総務課長 そのときは、議案として上げられるかどうかということが定かじゃなかったということでもあります。

○奥田委員 いや、定かだったでしょう、だから、こんな準備すぐできるなんて。23日の朝にはもうタブレットに来て、議運を28日にやりますって入っていたじゃないですか。すぐやる予定やったんでしょう、これ、もう。だから、僕、そういうその場しのぎの答弁はやめてほしいんですよ。市長にお願いしたいんですけど、

そういうややこしいことを言わんといてほしいんですわ。やらないかもしれませんが、やるんでしょ、これ。毎年、最近やっているじゃないですか、ずーっと。専決処分、やめてくださいねという議会からの要請もあって、そういうふうには3月末は臨時議会を開くことになっているじゃないですか。今さら議会を開かずに専決処分をやる可能性がありますなんて、予定が入っているのにね。やっぱりそういう答弁、もうやめてください。市民にわかりにくいですよ。総務課長も市長もぜひ、答弁はわかりやすくお願いしますよ、わかりやすく。本当に僕は言行不一致とかいろいろ言いましたけど、とにかく市民の方も、今わかりにくいと、市長が言っていることが本当に。総務課長もしっかりその辺はぐらかさないで、本当に議会軽視ですよ、そういうのはぐらかすのは。はぐらかすのをやめてください、もう。これ以上、余りくどくど言うと、またくどいと言われるんでやめておきますけど。お願いしますよ、本当に。

○村田委員長　　という御意見でございますので、執行部については、今後、その辺のところを御意識なされるよう、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないですね。ないようでありますので、次に会期及び議事日程(案)について事務局より説明をさせます。

○岩本議会事務局長　　それでは、事項書2番目の会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、3月30日金曜日の1日間の予定でございます。会議は、午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは、先ほど執行部より説明がありました議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正についてから議案第33号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてまでの計3議案についてでございます。

委員会付託の後、本会議を休憩していただきまして、第二・第三委員会室において、最初に、議案第31号及び議案第32号について総務産業常任委員会、次に、議案第33号について予算決算常任委員会を開催していただき、議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただきまして、審査結果等の委員長報告、委

員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、この議案に対する質疑の発言通告書につきましては、あす3月29日木曜日の午前11時までとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ただいま議案付託表のほうを通知させていただきましたので、御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程（案）についての説明は以上のとおりでございますけれども、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、ただいまの説明のとおり、3月30日に臨時議会、本会議、委員会等を開催させていただくことに決定いたしたいと思っております。

これで、30年の第2回の尾鷲市議会臨時会の提出議案についての説明及び日程について説明が終わったわけでありましてけれども、次に、その他の項に入りたいと思っておりますけれども、その他の項では、議会報告会の日程について正副議長、議運の正副委員長で協議をさせていただきましたので、全議員で、5カ所で開催をするということで決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

ただいま、通知があったと思うんですけれども、以上の日程でとり行いますのでよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、前回の議会運営委員会で、仲副委員長のほうから提案がございました常任委員会を1常任委員会とする、それから、卒業式に係る議会の日程等につきましては、4月11日10時から議運を開催して御協議いただくことになりましたのでよろしくお願いを申し上げたいと思っておりますが、ただ、この議運につきましては、議運ではありますけれども、議会改革の検討委員会ということでありまして、議会改革の検討委員会に出席されておる方、ほとんどでございますして、属していない方は3名ほどでございますので、その際には、オブザーバーとして3名の方も一応入っていただいて、場合によっては御意見をまたいただくということで取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、申しおくれましたけれども、この30年の第2回臨時会においては、本会議への執行部の出席、これ、市長、副市長、教育長、3役と、総務課長、市長公室

長、財政課長、水産商工食のまち課長出席のみとさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

その他に御意見はございますか。

○三鬼（和）委員 前後していたんですけど、先ほど総務課長が専決と言った部分があるんですけど、きちっと専決ですようにもう一度説明していただいて、年度が変わって早い議会のそれぞれの委員会で説明してもらわな……。

（「次回の本会議でということ」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 そうですね。してもらわならんことなので、ちょっともう少し議案……。

○村田委員長 総務課長、その辺のところを説明できますか。

○下村総務課長 先ほど申し上げました平成30年度の税制改正による地方税法等の一部改正に伴う尾鷲市市税条例等の一部改正について、尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、今国会で現在審議中でありまして、ことしの場合3月31日が土曜日ということになっております。国会が通るのが、29か30日なのか、ちょっとその辺が定かじゃないということで、仮に国会審議がおくれまして、31日、土曜日なんですが、国会があった場合、30日に地方議会で上位法の議決を待たず議決をするのはおかしいのではないのかということで、14市に確認しましたところ、通年議会のところは国会の議決を待って、通年議会の場合は議運じゃなしにその日の朝に議案で出せるということで、その他の自治体においては全て専決処分で行うということになりました。

○村田委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 他に御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。

（午後 2時14分 閉会）